

令和 6 年 第 10 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 6 年 10 月 3 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会
出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、山口委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、赤田係長、
清瀬係長、菊川副主査

（中井委員長）

ただいまより、第 10 回選挙管理委員会を開催いたします。

今日は松井委員が所用で欠席でございますが、3 名が出席しておりますので、委員会としては成立しております。

今日の案件はたくさんございますが、1 つずつ順に進めていきたいと思います。

それでは案件 1 からご説明をお願いします。

（清瀬係長）

はい。1 ページをご覧ください。

選挙を行うべき事由の発生についてです。

堺市議会議員東区選挙区選出議員の欠員につき、公職選挙法第 113 条第 1 項第 6 号の規定により、補欠選挙を行うべき事由が生じました。補欠選挙を行うべき選挙区は、堺市東区で、補欠選挙を行うべき事由が生じた日は令和 6 年 10 月 2 日となります。

公職選挙法第 111 条 1 項第 3 項の規定により、堺市議会議員の欠員について、堺市議会議長から通知を受け、同法第 113 条第 1 項第 6 号の規定により、補欠選挙を行うべき事由が生じました。

2 ページのとおり、堺市議会議長より議員欠員通知を受けております。

説明は以上となります。

（中井委員長）

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

（委員）

なし。

（中井委員長）

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 2（議案第 3 号）の説明をお願いします。

(清瀬係長)

はい。3 ページをご覧ください。議案第 3 号になります。

選挙期日等の決定についてです。

堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の選挙期日等を次のとおり決定します。

選挙期日は、令和 6 年 10 月 27 日（日）、選挙期日の告示日は、令和 6 年 10 月 18 日（金）、選挙すべき議員の数は、堺市東区の 1 名となります。

堺市議会議員東区選挙区選出議員の欠員の数が、公職選挙法第 113 条第 1 項第 6 号に該当するに至ったため、同法第 34 条第 1 項の規定により、地方公共団体の議会の議員の補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行わなければならない、となっております。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 3（議案第 4 号）の説明をお願いします。

(赤田係長)

はい。4 ページをご覧ください。議案第 4 号になります。

選挙人名簿の登録を行う基準日についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に関して、次のとおりとします。

被登録資格の決定の基準となる日、令和 6 年 10 月 17 日。ただし、年齢は、選挙期日により算出する、というものでございます。

公職選挙法第 22 条第 3 項の規定により、堺市議会議員東区選挙区補欠選挙を行うに当たり、選挙人名簿の登録基準日を定めるものとなります。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 4（議案第 5 号）の説明をお願いします。

(清瀬係長)

はい。5 ページをご覧ください。議案第 5 号になります。

選挙長及び選挙長の職務代理者の選任についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任します。

選挙長は大橋廣正、選挙長職務代理者が小林正伸です。

なお、この選任は、選挙期日の告示の日からその効力を生じるものとなります。

公職選挙法第 75 条第 3 項及び同法施行令第 80 条第 1 項の規定により、選挙長及び同職務代理者を選任するものとなります。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 5（議案第 6 号）の説明をお願いします。

(清瀬係長)

はい。6 ページをご覧ください。議案第 6 号になります。

開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行います。

公職選挙法第 79 条第 1 項の規定により、選挙会の区域と開票区の区域が同一であるので、開票事務を選挙会事務に併せて行うことを決定するものとなります。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 6（議案第 7 号）の説明をお願いします。

(清瀬係長)

はい。7 ページをご覧ください。議案第 7 号になります。

選挙会の場所及び日時についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

場所は、堺市立日置荘中学校体育館、日時は、令和 6 年 10 月 27 日（日）午後 9 時 10 分から、となります。

公職選挙法第 77 条第 1 項の規定により選挙会の場所を定め、併せてその日時を定めるものとなります。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 7（議案第 8 号）の説明をお願いします。

(清瀬係長)

はい。8 ページをご覧ください。議案第 8 号になります。

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始する日の決定についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始する日を選挙期日の告示の日と定めます。

公職選挙法第 144 条の 2 第 10 項の規定により準用する同条第 5 項の規定により、同法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの掲示を開始する日を定めるものとなります。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 8（議案第 9 号）の説明をお願いします。

(清瀬係長)

はい。9 ページをご覧ください。議案第 9 号になります。

ポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序の決定についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序を次のとおり定めます。

区画数は 6 区画、区画番号の順序は、右上段より右下段の順に順次左へ一連番号を付して配置する、というものになります。

堺市選挙関係事務執行規程第 14 条及び様式第 16 号に準じて、ポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序を定めるものとなります。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 9（議案第 10 号）の説明をお願いします。

（花岡主幹）

はい。11 ページをご覧ください。議案第 10 号です。

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

場所は、堺市堺区南瓦町 3 番 1 号（堺市役所高層館 12 階選挙管理委員室）

日時は、令和 6 年 10 月 18 日（金）午後 5 時 30 分から、となります。

堺市選挙関係事務執行規程第 29 条の規定により、選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を定めるものとなります。

説明は以上となります。

（中井委員長）

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

（委員）

なし。

（中井委員長）

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 10（議案第 11 号）の説明をお願いします。

（花岡主幹）

はい。12 ページをご覧ください。議案第 11 号になります。

選挙公報の様式及び候補者 1 人当たりの紙面の大きさ等の決定についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙公報の様式及び候補者 1 人当たりの紙面の大きさ並びに氏名欄・写真欄の大きさ及びそれらの掲載位置を次のとおり定めます。

1 様式

（1） 1 ページ当たりの紙面の大きさ

ブランクセット判（新聞紙 1 ページ大）とする。

（2） 掲載順序

右上段から左上段へ順次下段に掲載する。

（3） 標題等

令和 6 年 10 月 27 日執行 堺市議会議員東区選挙区補欠選挙選挙公報

2 候補者 1 人当たりの紙面の大きさ

縦 11.5cm 横 18cm

3 写真欄の大きさ及び掲載位置

(1) 大きさ

長径 4cm 短径 3cm 楕円形

(2) 掲載位置

写真欄の上端が各候補者の紙面の上端から 0.5cm 下位でかつ写真欄の右端が同紙面の右端から 0.5cm の位置

4 氏名欄の大きさ及び掲載位置

(1) 大きさ

縦 6cm 横 2cm 長方形

(2) 掲載位置

氏名欄の上端が写真欄の下端から 0.5 cm 下位でかつ氏名欄の右端が各候補者の紙面の右端から 1cm の位置

堺市選挙関係事務執行規程第 22 条第 3 項及び第 24 条第 3 項の規定により、選挙公報の様式及び候補者 1 人当たりの紙面の大きさ並びに氏名欄・写真欄の大きさ及び掲載位置を定めるものとなります。

説明は以上でございます。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 11 (議案第 12 号) の説明をお願いします。

(花岡主幹)

はい。15 ページをご覧ください。議案第 12 号になります。

投票用紙の文字等の色の決定についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の、堺市議会議員東区選挙区補欠選挙において用いる投票用紙の文字等の色について定めます。

一般投票用投票用紙はクリーム色地に黒色文字、点字投票用投票用紙も同じくクリーム色地に黒色文字となります。

堺市選挙関係事務執行規程様式第 1 号に準じて投票用紙を作成するに当たり、用紙と文字の色を定めるものでございます。

次の 16 ページをご覧ください。こちらが投票用紙の様式でございます。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 12 (議案第 13 号) の説明をお願いします。

(赤田係長)

はい。17 ページをご覧ください。議案第 13 号になります。

候補者に交付する選挙運動用証明物品の文字等の色の決定についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙において候補者に交付する選挙運動用証明物品の文字等の色を次のとおり定めます。

選挙運動用自動車(船舶)表示物、選挙運動用拡声機表示物、乗車(船)用腕章、選挙運動(街頭演説)用腕章、街頭演説用標旗につきまして、白色地に深緑色文字、公印は、朱色で刷込式とする、というものでございます。

堺市選挙関係事務執行規程様式第 3 号から第 7 号に準じて候補者に交付する選挙運動用表示物等を作成するに当たり、その地色と文字の色を定めるものでございます。

18 ページから 20 ページまでに各様式を載せております。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 13（議案第 14 号）の説明をお願いします。

（赤田係長）

はい。21 ページをご覧ください。議案第 14 号になります。

選挙運動用ビラ証紙の文字等の色の決定についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙において候補者に交付する選挙運動用ビラ証紙の文字等の色を次のとおり定めます。

白色地に紺色文字、地紋（市章）の色はオレンジ色とするものでございます。

堺市選挙関係事務執行規程様式第 8 の 3 に準じて候補者に交付する選挙運動用ビラ証紙を作成するに当たり、その地色と文字の色を定めるものでございます。

22 ページに参考資料を掲載しております。

説明は以上となります。

（中井委員長）

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

（委員）

なし。

（中井委員長）

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 14（議案第 15 号）の説明をお願いします。

（赤田係長）

はい。23 ページをご覧ください。議案第 15 号になります。

確認団体に交付する政治活動用証明物品の文字等の色の決定についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙において確認団体に交付する政治活動用証明物品の文字等の色を次のとおり定めます。

政談演説会証紙は白色地に黒色文字、政治活動用自動車表示物は白色地に濃紺色文字、公印は朱色刷込式、政治活動用ポスター証紙は白色地に黒色文字、地紋（市章）の色は藤色となります。

堺市選挙関係事務執行規程様式第 47 号、第 48 号及び第 50 号に準じて、確認団体に交付する政治活動用証明物品等を作成するに当たり、その地色と文字の色を定めるものでございます。24 ページから 26 ページに様式を載せております。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 15（議案第 16 号）の説明をお願いします。

(清瀬係長)

はい。議案第 16 号になります。

投票の順序についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙が衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査と同日選挙となる場合、投票の順序を次のとおり定めます。

1. 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票
2. 衆議院比例代表選出議員選挙の投票
3. 最高裁判所裁判官国民審査の投票
4. 堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の投票

堺市議会議員東区選挙区補欠選挙が衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査と同日選挙となる場合、投票の順序を定めるものでございます。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 16（議案第 17 号）の説明をお願いします。

(清瀬係長)

はい。28 ページをご覧ください。議案第 17 号になります。

立候補予定者説明会についてです。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の立候補予定者説明会について、次のとおり開催します。

日時は令和 6 年 10 月 10 日（木）13 時から、場所は東区役所 3 階の 301 会議室、説明内容は、立候補届出等の受理手続について、選挙運動について、選挙公営について、選挙運動用自動車の交通規制について、選挙運動用通常葉書の使用について、その他、となっております。

説明は以上となります。

（中井委員長）

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

（委員）

なし。

（中井委員長）

それでは今の案件は了といたします。

続いて、案件 17 の説明をお願いします。

（清瀬係長）

はい。29 ページをご覧ください。

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の第 50 回衆議院議員総選挙及び堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の選挙時啓発事業の報告となります。

こちらに記載のものにつきまして実施時期は、基本的に衆議院議員総選挙の公示日である 10 月 15 日からを予定しております。

まず、啓発ポスターにつきましては、選挙期日及び投票時間等の周知及び投票の呼びかけといった内容になりまして、総務省からポスターが支給されます。市役所、区役所及び市関係施設に掲示いたします。

懸垂幕につきましては、選挙期日及び投票時間等を表示しまして、市役所及び区役所に掲出いたします。

ボディパネルにつきましては、選挙期日等を表示いたしまして、公用車の側面に貼付することを予定しております。

堺市のホームページにつきましては、選挙の特設ページを開設いたしまして、選挙期日及び投票資格等の周知を行うことを予定しております。

市役所 1 階にごございます庁内案内表示板につきましては、選挙期日及び投票時間等を電光表示することを予定しております。

庁内放送につきましては、選挙期日及び投票時間等を周知し、投票を呼びかけます。

LINE、Facebook 及び X を使った SNS による啓発につきましては、市や区のアカウントを使った上で、選挙期日及び期日前投票等の周知を予定しております。

また、投票所入場整理券に、啓発チラシを同封し、選挙期日及び投票資格等の情報を掲載したものを選挙人世帯に郵送いたします。

説明は以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明につきまして何かご質問はありますか。

(星原委員長代理)

東区用とそれ以外の区用の 2 種類作らないといけないですね。

(清瀬係長)

懸垂幕は、東区と本庁のものには衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査・堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の 3 つを記載しているものを掲出いたします。

ボディパネルは単価が高くなっているため、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査・堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の 3 つを記載しているもの 1 種類の作成となっております。

堺市ホームページも同じページではございますが、選挙資格等は分けて載せるなど、工夫しております。

SNS につきましては、公示日が違うため、分けての発信を予定しております。

(星原委員長代理)

啓発チラシは 2 種類で、東区の選挙人世帯には東区用のものが届くのですか。

(清瀬係長)

はい。

(星原委員長代理)

啓発関係の費用は総務省が負担するのですか。

(新家事務局次長)

ほとんど総務省が負担する形になります。

(中井委員長)

他に何かご質問はありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは今の案件は了といたします。

案件 18 のその他は何かありますか。

(新家事務局次長)

ございません。

(中井委員長)

これをもって、第 10 回選挙管理委員会を閉会いたします。